

平成29年度分の固定資産課税台帳の閲覧と 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

◎固定資産課税台帳の閲覧
 閲覧制度は、固定資産税の納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分をご確認いただけるようにするとともに、借地人・借家人の方や一定の権利を有する方に、権利の目的である固定資産の課税内容をご確認いただくための制度です。

閲覧期限・時間

平成30年3月30日(金)まで
 午前8時30分～午後5時15分

(土・日、祝日、年末年始を除く。)
 (日曜開庁日は午後5時まで。)

※毎月の日曜開庁日に、固定資産課税台帳を閲覧することができません。

閲覧場所

課税課

手数料

1 所有者 300円
 1 所有者 300円

※固定資産課税台帳の閲覧に係る手数料は、5月1日(月)まで無料となります。

◎土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方が自己の所有する土地や家屋の評価額と、

市内の他の土地や家屋の評価額を比較し、評価額の適正さについてご確認いただくための制度です。このため、縦覧できるのは納税している内容のみが対象となります(土地のみを納税している場合は土地のみの縦覧、家屋のみを納税している場合は家屋のみの縦覧となります)。

なお、縦覧制度の趣旨を逸脱するような縦覧申請については、応じることができません。

縦覧期限・時間

5月1日(月)まで
 午前8時30分～午後5時15分

(土・日、祝日を除く。)
 (日曜開庁日は午後5時まで。)

※4月30日(日)の日曜開庁日に、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

縦覧場所

課税課

☎ 443-1116



国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生の方には、学生納付特例制度があります。

この制度は、学生の方の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予されます。また、希望する学生の方は、毎年申請が必要となります。

【申請方法】

① 昨年からの制度を受けていて、引き続き学生で日本年金機構千葉事務センターから申請書のハガキが届いている方は、日

本年年金機構千葉事務センターへハガキを送付してください。

② 今年から学生納付特例の申請をされる方、昨年に引き続き学生の方でハガキが届いていない方は、住所登録のある市役所国民年金担当窓口で申請をしてください。

その際、年金手帳・印鑑・学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本をご持参ください。
 ☎ 443-1139

国民年金保険料の改定と前納納付のお知らせ

国民年金保険料は毎年度改正されますが、平成29年度は前年度より230円引き上げられ、月額16490円となります。

1年・2年度分の前納納付期限

納付書は日本年金機構より4月上旬に送られてきます。

【1年度分の前納】

4月～翌年3月の保険料を5月1日(月)までに納めていただきます。口座振替も5月1日(月)になります。

納付先は金融機関またはコンビニエンスストアです。

【2年度分の前納】

4月～翌々年3月の保険料を5月1日(月)に口座振替します。

4月から児童扶養手当などの額を改定

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制です。

前年の全国消費者物価指数が対前年比0.1%の下落となり、4月分以降の児童扶養手当が0.1%の引き下げとなります。

4月から児童扶養手当の改定は次のとおりです。

〈本体額〉月額

全部支給 42290円 (▲40円)
 一部支給 42280円 (▲40円)
 〃 9980円 (▲10円)

〈第2子加算額〉月額

全部支給 9990円 (▲10円)
 一部支給 9980円 (▲10円)
 〃 5000円 (0円)

〈第3子以降加算額〉月額

全部支給 5990円 (▲10円)

一部支給

5980円 (▲10円)
 〃 3000円 (0円)

※子どもが2人以上の場合、4月から加算額にも物価スライド制を導入します。
 ※一部支給額は所得に応じて決定します。

子育て支援課

☎ 443-1693

4月から特別児童扶養手当などの改定は次のとおりです。

特別児童扶養手当(1級) 51450円 (▲50円)
 特別児童扶養手当(2級) 34270円 (▲30円)
 特別障害者手当 26810円 (▲20円)

障害児福祉手当 14580円 (▲20円)
 福祉手当(経過措置分) 14580円 (▲20円)

障害がい福祉課

☎ 443-1649

お詫びと訂正

広報やちまた3月1日号5ページ「家庭ごみの分け出し方」の記事のうち、可燃ごみの剪定した庭木や枝の出し方の注意事項に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

正: ※太さ10cm以上の庭木や角材は、長さ50cm以内にしてクリーンセンターへ直接搬入してください。
 誤: ※10cm以上の庭木や角材は、長さ50cm以内にしてクリーンセンターへ直接搬入してください。